

小城市告示第 号

小城市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の一部を改正する 告示

小城市高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成 20 年小城市告示第 75 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

本則中「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に、「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練修了支援給付金」に、「訓練促進費」を「訓練促進給付金」に、「一時金」を「終了支援給付金」に改める。

第 7 条(1)ア(ア)中「小城市母子家庭」を削る。

第 9 条第 1 項中「高等技能訓練促進費等支給申請書」を「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」に改める。

第 13 条第 1 項中「高等技能訓練促進費等請求書」を「高等職業訓練促進給付金等請求書」に改める。

第 14 条中「訓練給付費等」を「訓練促進給付金等」に、「高等技能訓練促進費等受給資格喪失届」を「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」に、「高等技能訓練促進費等支給要件変更届」を「高等職業訓練促進給付金等支給要件変更届」に改める。

様式第 1 号中「高等技能訓練促進費等支給申請書」を「高等職業訓練促進給付金等支給申請書」に、「高等技能訓練促進費」・「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練促進給付金」・「高等職業訓練修了支援給付金」に、「(ある・ない)職業訓練受講給付金等、高等技能訓練促進費と趣旨を同じくする給付金を受けて(いる・いない)」を「(ある・ない)」に、「母子家庭の母」を「母子家庭の母等」に改める。

様式第 2 号中「高等技能訓練促進費等請求書」を「高等職業訓練促進給付金等請求書」に、「高等技能訓練促進費」・「入学支援修了一時金」を「高等職業訓練促進給付金」・「高等職業訓練修了支援給付金」に改める。

様式第3号中「高等技能訓練促進費等受給資格喪失届」を「高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届」に、「高等技能訓練促進費等」を「高等職業訓練促進給付金等」に改める。

様式第4号中「高等技能訓練促進費等支給要件変更届」を「高等職業訓練促進給付金等支給要件変更届」に、「高等技能訓練促進費」を「高等職業訓練促進給付金」に改める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

小城市高等技能訓練促進費等事業実施要綱(平成20年小城市告示第75号)新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">小城市高等技能訓練促進費等事業実施要綱</p> <p>小城市母子家庭高等技能訓練促進費事業実施要綱(平成17年小城市告示第203号)の全部を改正する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して当該資格に係る養成訓練の受講期間について<u>高等技能訓練促進費</u>を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、<u>入学支援修了一時金</u>を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等技能訓練促進費</u>(以下「<u>訓練促進費</u>」という。)</p> <p>(2) <u>入学支援修了一時金</u>(以下「<u>一時金</u>」という。)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業の対象者は、<u>訓練促進費</u>にあっては養成機関(通信教</p>	<p style="text-align: center;">小城市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱</p> <p>小城市母子家庭高等技能訓練促進費事業実施要綱(平成17年小城市告示第203号)の全部を改正する。</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この告示は、母子家庭の母又は父子家庭の父の就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、母子家庭の母又は父子家庭の父に対して当該資格に係る養成訓練の受講期間について<u>高等職業訓練促進給付金</u>を支給するとともに、養成機関への入学時における負担を考慮し、<u>高等職業訓練修了支援給付金</u>を修了後に支給することにより、生活の負担の軽減を図り、資格取得を容易にすることを目的とする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>(給付金の種類)</p> <p>第3条 給付金の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1) <u>高等職業訓練促進給付金</u>(以下「<u>訓練促進給付金</u>」という。)</p> <p>(2) <u>高等職業訓練修了支援給付金</u>(以下「<u>修了支援給付金</u>」という。)</p> <p>(対象者)</p> <p>第4条 この事業の対象者は、<u>訓練促進給付金</u>にあっては養成機関(通信教</p>

て支給するものとする。

ウ 訓練促進費の支給期間の決定は、原則として申請があった年度末までとし、支給対象期間が次年度以降引き続く場合には、翌年度当初に再度申請を受け、改めて支給の決定をするものとする。

(2) 一時金 一時金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

(支給額等)

第7条 訓練促進費等の支給額等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進費

ア 訓練促進費の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進費の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進費の支給の請求をする場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び小城市母子家

て支給するものとする。

ウ 訓練促進給付金の支給期間の決定は、原則として申請があった年度末までとし、支給対象期間が次年度以降引き続く場合には、翌年度当初に再度申請を受け、改めて支給の決定をするものとする。

(2) 修了支援給付金 修了支援給付金は、修了日を経過した日以後に支給するものとする。

(支給額等)

第7条 訓練促進給付金等の支給額等は、次のとおりとする。

(1) 訓練促進給付金

ア 訓練促進給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者(当該対象者の民法(明治29年法律第89号)第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。)が訓練促進給付金の支給を請求する月の属する年度(4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。))の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び_____

庭高等技能訓練促進費に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。以下同じ。) 月額10万円

(イ) (略)

イ 訓練促進費は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないものとする。

(2) 一時金

ア 一時金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア)~(イ) (略)

イ 一時金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

第8条 (略)

(給付金の支給等)

第9条 訓練促進費等の支給を受けようとする者は、訓練促進費にあつては修業開始日以後に、一時金にあつては修了日を経過した日以後に高等技能訓練促進費等支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(1) 訓練促進費

高等技能訓練促進費に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しないものを除く。以下同じ。) 月額10万円

(イ) (略)

イ 訓練促進給付金は、原則として、過去に給付を受けた者には支給しないものとする。

(2) 修了支援給付金

ア 修了支援給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、それぞれに定める額とする。

(ア)~(イ) (略)

イ 修了支援給付金は、原則として、同一の者には支給しないものとする。

第8条 (略)

(給付金の支給等)

第9条 訓練促進給付金等の支給を受けようとする者は、訓練促進給付金にあつては修業開始日以後に、修了支援給付金にあつては修了日を経過した日以後に高等職業訓練促進給付金等支給申請書(様式第1号。以下「支給申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 (略)

(1) 訓練促進給付金

ア～エ (略)

(2) 一時金

ア～オ (略)

3 一時金の申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第10条～第11条 (略)

(修業期間中の報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、訓練促進費の支給を受けている者に対し、定期的に出席状況に関する報告及び養成機関における修得単位証明書等を求めることができるものとする。

(訓練促進費等の請求)

第13条 訓練促進費等の支給の決定の通知を受けた者は、給付金の交付を受けようとするときは、高等技能訓練促進費等請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2～3 (略)

(受給資格喪失及び支給要件変更の届出)

第14条 市長は、訓練給付費等の支給を受けている受給者(以下「受給者」という。)が、母子家庭の母等でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給

ア～エ (略)

(2) 修了支援給付金

ア～オ (略)

3 修了支援給付金の申請は、修了日から起算して30日以内に行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

第10条～第11条 (略)

(修業期間中の報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、訓練促進給付金の支給を受けている者に対し、定期的に出席状況に関する報告及び養成機関における修得単位証明書等を求めることができるものとする。

(訓練促進給付金等の請求)

第13条 訓練促進給付金等の支給の決定の通知を受けた者は、給付金の交付を受けようとするときは、高等職業訓練促進給付金等請求書(様式第2号)を市長に提出しなければならない。

2～3 (略)

(受給資格喪失及び支給要件変更の届出)

第14条 市長は、訓練促進給付金等の支給を受けている受給者(以下「受給者」という。)が、母子家庭の母等でなくなったこと、市内に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により支給要件に該当しなくなったとき又は受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給

者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、14日以内に高等技能訓練促進費等受給資格喪失届(様式第3号)又は高等技能訓練促進費等支給要件変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならぬ。

第15条 (略)

(訓練促進費の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により又は支給要件に該当しなくなったにもかかわらず訓練促進費等の支給を受けた者があるときは、既に支給した訓練促進費等の全部又は一部を返還させることができる。

第17条 (略)

様式第1号 高等技能訓練促進費等支給申請書

様式第2号 高等技能訓練促進費等請求書

様式第3号 高等技能訓練促進費等受給資格喪失届

様式第4号 高等技能訓練促進費等支給要件変更届

者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、14日以内に高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届(様式第3号)又は高等職業訓練促進給付金等支給要件変更届(様式第4号)により市長に届け出なければならぬ。

第15条 (略)

(訓練促進給付金の返還)

第16条 市長は、偽りその他不正の手段により又は支給要件に該当しなくなったにもかかわらず訓練促進給付金等の支給を受けた者があるときは、既に支給した訓練促進給付金等の全部又は一部を返還させることができる。

第17条 (略)

様式第1号 高等職業訓練促進給付金等支給申請書

様式第2号 高等職業訓練促進給付金等請求書

様式第3号 高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

様式第4号 高等職業訓練促進給付金等支給要件変更届